

















國民學校 (厚狹郡)

校長 (兼) 七等特六、當分一〇〇

教員

九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月
當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三
西島	淺野	高木	藤田	久保	手嶋	富喜	喜子	喜子	喜子	喜子	喜子

● 萬倉國民學校 (電話萬倉一)

校長 (兼) 七等特六、當分一〇〇

教員

六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月
當分四一	當分四一	當分四一	當分四一	當分四一	當分四一	當分四一	當分四一	當分四一	當分四一	當分四一	當分四一
伊藤	佐藤	河村	山本	伊藤	松永	岩崎	河本	河崎	小林	笠井	師井

同(應召) ● 堀越國民學校

校長 (兼) 七等特六、當分一〇〇

教員

九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月
當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三
熊野	正人	正人	正人	正人	正人	正人	正人	正人	正人	正人	正人

● 船木國民學校 (電話船木一七)

校長 (兼) 七等特六、當分一〇〇

教員

九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月
當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三
藤原	傳之進	村山	芳緒	子行	子行	子行	子行	子行	子行	子行	子行

厚狹國民學校 (電話厚狹四九)

校長 六等特五、正七、河村 貫一

教員

五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月
當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三
赤橋	美惠	津田	河田	山口	長田	細水	山下	木下	村岡	金子	武根

國民學校 (厚狹郡)

● 厚東國民學校 (電話厚東一呼出)

校長 (兼) 七等特六、當分一〇〇

教員

六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月
當分六〇	當分六〇	當分六〇	當分六〇	當分六〇	當分六〇	當分六〇	當分六〇	當分六〇	當分六〇	當分六〇	當分六〇
和富	和富	和富	和富	和富	和富	和富	和富	和富	和富	和富	和富

小野國民學校 (電話小野一)

校長 (兼) 七等特六、當分一〇〇

教員

九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月
當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三
松重	高村	白石	上原	金子	田邊	今川	西島	吉富	咲花	義子	義子

吉部國民學校 (電話吉部四)

校長 (兼) 七等特六、當分一〇〇

教員

四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月
當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三	當分四三
西原	高橋	藤本	上原	井上	藤本	藤本	藤本	藤本	藤本	藤本	藤本



























































































































●深浦國民學校  
一二學級(笠戸島深浦)  
校長(兼)七等特六  
教頭(兼)九當分七三  
教員(兼)九當分六八

●中村國民學校  
七學級(中村)  
校長(兼)八當分六八

●岩國國民學校  
四〇學級(錦見)  
校長(兼)六等特一  
教頭(兼)七當分九〇

●岩國國民學校  
三學級(笠戸)  
校長(兼)七當分六三

●笠戸國民學校  
三學級(笠戸)  
校長(兼)七當分六三

●笠戸國民學校  
三學級(笠戸)  
校長(兼)七當分六三

●笠戸國民學校  
三學級(笠戸)  
校長(兼)七當分六三

●笠戸國民學校  
三學級(笠戸)  
校長(兼)七當分六三

●笠戸國民學校  
三學級(笠戸)  
校長(兼)七當分六三

●笠戸國民學校  
三學級(笠戸)  
校長(兼)七當分六三

●笠戸國民學校  
三學級(笠戸)  
校長(兼)七當分六三

●笠戸國民學校  
三學級(笠戸)  
校長(兼)七當分六三

●花岡國民學校  
一五學級(花岡町末武上)  
校長(兼)七等特六  
教頭(兼)九當分七三  
教員(兼)九當分六八

●笠戸國民學校  
三學級(笠戸)  
校長(兼)七當分六三

●笠戸國民學校  
三學級(笠戸)  
校長(兼)七當分六三

●笠戸國民學校  
三學級(笠戸)  
校長(兼)七當分六三

●笠戸國民學校  
三學級(笠戸)  
校長(兼)七當分六三

●笠戸國民學校  
三學級(笠戸)  
校長(兼)七當分六三

●笠戸國民學校  
三學級(笠戸)  
校長(兼)七當分六三

●笠戸國民學校  
三學級(笠戸)  
校長(兼)七當分六三

●笠戸國民學校  
三學級(笠戸)  
校長(兼)七當分六三

●笠戸國民學校  
三學級(笠戸)  
校長(兼)七當分六三

●笠戸國民學校  
三學級(笠戸)  
校長(兼)七當分六三

●笠戸國民學校  
三學級(笠戸)  
校長(兼)七當分六三

●笠戸國民學校  
三學級(笠戸)  
校長(兼)七當分六三

●笠戸國民學校  
三學級(笠戸)  
校長(兼)七當分六三

●笠戸國民學校  
三學級(笠戸)  
校長(兼)七當分六三

●笠戸國民學校  
三學級(笠戸)  
校長(兼)七當分六三

●笠戸國民學校  
三學級(笠戸)  
校長(兼)七當分六三

●笠戸國民學校  
三學級(笠戸)  
校長(兼)七當分六三

●笠戸國民學校  
三學級(笠戸)  
校長(兼)七當分六三

●笠戸國民學校  
三學級(笠戸)  
校長(兼)七當分六三

國民學校 (下松市)

二五八























圖書館

行啓記念 山口縣立山口圖書館 (山口市上宇野令島越) (電話山口一五四)
山口市上宇野令島越 正七〇六 田中 眞治
正七〇七 阿部 茂雄
正七〇八 阿部 賢造
正七〇九 阿部 賢造
正七一〇 阿部 賢造
正七一一 阿部 賢造
正七一二 阿部 賢造
正七一三 阿部 賢造
正七一四 阿部 賢造
正七一五 阿部 賢造
正七一六 阿部 賢造
正七一七 阿部 賢造
正七一八 阿部 賢造
正七一九 阿部 賢造
正七二〇 阿部 賢造
正七二一 阿部 賢造
正七二二 阿部 賢造
正七二三 阿部 賢造
正七二四 阿部 賢造
正七二五 阿部 賢造
正七二六 阿部 賢造
正七二七 阿部 賢造
正七二八 阿部 賢造
正七二九 阿部 賢造
正七三〇 阿部 賢造
正七三一 阿部 賢造
正七三二 阿部 賢造
正七三三 阿部 賢造
正七三四 阿部 賢造
正七三五 阿部 賢造
正七三六 阿部 賢造
正七三七 阿部 賢造
正七三八 阿部 賢造
正七三九 阿部 賢造
正七四〇 阿部 賢造
正七四一 阿部 賢造
正七四二 阿部 賢造
正七四三 阿部 賢造
正七四四 阿部 賢造
正七四五 阿部 賢造
正七四六 阿部 賢造
正七四七 阿部 賢造
正七四八 阿部 賢造
正七四九 阿部 賢造
正七五〇 阿部 賢造
正七五一 阿部 賢造
正七五二 阿部 賢造
正七五三 阿部 賢造
正七五四 阿部 賢造
正七五五 阿部 賢造
正七五六 阿部 賢造
正七五七 阿部 賢造
正七五八 阿部 賢造
正七五九 阿部 賢造
正七六〇 阿部 賢造
正七六一 阿部 賢造
正七六二 阿部 賢造
正七六三 阿部 賢造
正七六四 阿部 賢造
正七六五 阿部 賢造
正七六六 阿部 賢造
正七六七 阿部 賢造
正七六八 阿部 賢造
正七六九 阿部 賢造
正七七〇 阿部 賢造
正七七一 阿部 賢造
正七七二 阿部 賢造
正七七三 阿部 賢造
正七七四 阿部 賢造
正七七五 阿部 賢造
正七七六 阿部 賢造
正七七七 阿部 賢造
正七七八 阿部 賢造
正七七九 阿部 賢造
正七八〇 阿部 賢造
正七八一 阿部 賢造
正七八二 阿部 賢造
正七八三 阿部 賢造
正七八四 阿部 賢造
正七八五 阿部 賢造
正七八六 阿部 賢造
正七八七 阿部 賢造
正七八八 阿部 賢造
正七八九 阿部 賢造
正七九〇 阿部 賢造
正七九一 阿部 賢造
正七九二 阿部 賢造
正七九三 阿部 賢造
正七九四 阿部 賢造
正七九五 阿部 賢造
正七九六 阿部 賢造
正七九七 阿部 賢造
正七九八 阿部 賢造
正七九九 阿部 賢造
正八〇〇 阿部 賢造
正八〇一 阿部 賢造
正八〇二 阿部 賢造
正八〇三 阿部 賢造
正八〇四 阿部 賢造
正八〇五 阿部 賢造
正八〇六 阿部 賢造
正八〇七 阿部 賢造
正八〇八 阿部 賢造
正八〇九 阿部 賢造
正八一〇 阿部 賢造
正八一一 阿部 賢造
正八一二 阿部 賢造
正八一三 阿部 賢造
正八一四 阿部 賢造
正八一五 阿部 賢造
正八一六 阿部 賢造
正八一七 阿部 賢造
正八一八 阿部 賢造
正八一九 阿部 賢造
正八二〇 阿部 賢造
正八二一 阿部 賢造
正八二二 阿部 賢造
正八二三 阿部 賢造
正八二四 阿部 賢造
正八二五 阿部 賢造
正八二六 阿部 賢造
正八二七 阿部 賢造
正八二八 阿部 賢造
正八二九 阿部 賢造
正八三〇 阿部 賢造
正八三一 阿部 賢造
正八三二 阿部 賢造
正八三三 阿部 賢造
正八三四 阿部 賢造
正八三五 阿部 賢造
正八三六 阿部 賢造
正八三七 阿部 賢造
正八三八 阿部 賢造
正八三九 阿部 賢造
正八四〇 阿部 賢造
正八四一 阿部 賢造
正八四二 阿部 賢造
正八四三 阿部 賢造
正八四四 阿部 賢造
正八四五 阿部 賢造
正八四六 阿部 賢造
正八四七 阿部 賢造
正八四八 阿部 賢造
正八四九 阿部 賢造
正八五〇 阿部 賢造
正八五一 阿部 賢造
正八五二 阿部 賢造
正八五三 阿部 賢造
正八五四 阿部 賢造
正八五五 阿部 賢造
正八五六 阿部 賢造
正八五七 阿部 賢造
正八五八 阿部 賢造
正八五九 阿部 賢造
正八六〇 阿部 賢造
正八六一 阿部 賢造
正八六二 阿部 賢造
正八六三 阿部 賢造
正八六四 阿部 賢造
正八六五 阿部 賢造
正八六六 阿部 賢造
正八六七 阿部 賢造
正八六八 阿部 賢造
正八六九 阿部 賢造
正八七〇 阿部 賢造
正八七一 阿部 賢造
正八七二 阿部 賢造
正八七三 阿部 賢造
正八七四 阿部 賢造
正八七五 阿部 賢造
正八七六 阿部 賢造
正八七七 阿部 賢造
正八七八 阿部 賢造
正八七九 阿部 賢造
正八八〇 阿部 賢造
正八八一 阿部 賢造
正八八二 阿部 賢造
正八八三 阿部 賢造
正八八四 阿部 賢造
正八八五 阿部 賢造
正八八六 阿部 賢造
正八八七 阿部 賢造
正八八八 阿部 賢造
正八八九 阿部 賢造
正八九〇 阿部 賢造
正八九一 阿部 賢造
正八九二 阿部 賢造
正八九三 阿部 賢造
正八九四 阿部 賢造
正八九五 阿部 賢造
正八九六 阿部 賢造
正八九七 阿部 賢造
正八九八 阿部 賢造
正八九九 阿部 賢造
正九〇〇 阿部 賢造
正九〇一 阿部 賢造
正九〇二 阿部 賢造
正九〇三 阿部 賢造
正九〇四 阿部 賢造
正九〇五 阿部 賢造
正九〇六 阿部 賢造
正九〇七 阿部 賢造
正九〇八 阿部 賢造
正九〇九 阿部 賢造
正九一〇 阿部 賢造
正九一一 阿部 賢造
正九一二 阿部 賢造
正九一三 阿部 賢造
正九一四 阿部 賢造
正九一五 阿部 賢造
正九一六 阿部 賢造
正九一七 阿部 賢造
正九一八 阿部 賢造
正九一九 阿部 賢造
正九二〇 阿部 賢造
正九二一 阿部 賢造
正九二二 阿部 賢造
正九二三 阿部 賢造
正九二四 阿部 賢造
正九二五 阿部 賢造
正九二六 阿部 賢造
正九二七 阿部 賢造
正九二八 阿部 賢造
正九二九 阿部 賢造
正九三〇 阿部 賢造
正九三一 阿部 賢造
正九三二 阿部 賢造
正九三三 阿部 賢造
正九三四 阿部 賢造
正九三五 阿部 賢造
正九三六 阿部 賢造
正九三七 阿部 賢造
正九三八 阿部 賢造
正九三九 阿部 賢造
正九四〇 阿部 賢造
正九四一 阿部 賢造
正九四二 阿部 賢造
正九四三 阿部 賢造
正九四四 阿部 賢造
正九四五 阿部 賢造
正九四六 阿部 賢造
正九四七 阿部 賢造
正九四八 阿部 賢造
正九四九 阿部 賢造
正九五〇 阿部 賢造
正九五二 阿部 賢造
正九五三 阿部 賢造
正九五四 阿部 賢造
正九五五 阿部 賢造
正九五六 阿部 賢造
正九五七 阿部 賢造
正九五八 阿部 賢造
正九五九 阿部 賢造
正九六〇 阿部 賢造
正九六一 阿部 賢造
正九六二 阿部 賢造
正九六三 阿部 賢造
正九六四 阿部 賢造
正九六五 阿部 賢造
正九六六 阿部 賢造
正九六七 阿部 賢造
正九六八 阿部 賢造
正九六九 阿部 賢造
正九七〇 阿部 賢造
正九七一 阿部 賢造
正九七二 阿部 賢造
正九七三 阿部 賢造
正九七四 阿部 賢造
正九七五 阿部 賢造
正九七六 阿部 賢造
正九七七 阿部 賢造
正九七八 阿部 賢造
正九七九 阿部 賢造
正九八〇 阿部 賢造
正九八一 阿部 賢造
正九八二 阿部 賢造
正九八三 阿部 賢造
正九八四 阿部 賢造
正九八五 阿部 賢造
正九八六 阿部 賢造
正九八七 阿部 賢造
正九八八 阿部 賢造
正九八九 阿部 賢造
正九九〇 阿部 賢造
正九九一 阿部 賢造
正九九二 阿部 賢造
正九九三 阿部 賢造
正九九四 阿部 賢造
正九九五 阿部 賢造
正九九六 阿部 賢造
正九九七 阿部 賢造
正九九八 阿部 賢造
正九九九 阿部 賢造
正一〇〇〇 阿部 賢造

大島郡

和木圖書館 (和木村和木) 館長 村重 謙一
藤河圖書館 (藤河村多田) 館長 正八 西村 辰子
杭名文庫 (北河内村杭名) 兼文庫長 八 佐伯 液期
天尾文庫 (北河内村天尾) 兼文庫長 宗光 敷馬
河内圖書館 (南河内村土生) 館長 藤井 潤治
通津圖書館 (通津村通津) 館長 田村 安雄
通津村通津 (電話通津一三一) 館長 中宇 權三
油田圖書館 (油田村伊保田) 兼館長 勳八 船津 正亮
和田圖書館 (和田村和田) 兼館長 宮崎 龜太郎
森野村圖書館 (森野村平野) 兼館長 尾儀 熊一
白木圖書館 (白木村西方) 兼館長 若元 幸之
安下庄町圖書館 (安下庄町安下庄) 兼館長 安下庄 西安下庄 (電話安下庄六一) 館長 木村 一人
平郡村立平郡東文庫 (平郡村東平郡) 兼館長 新開 善一
吉崎 忠美 平郡西文庫 (平郡村西平郡) 兼館長 末谷 佐太郎
久賀圖書館 (久賀町) 兼館長 久賀 三三
屋代圖書館 (屋代村西屋代) 兼館長 松田 保馬
明新圖書館 (小松町小松開作) 兼館長 川野 九一
沖浦東國民學校 (沖浦村家房) 兼館長 西山 繁太郎
沖浦西文庫 (沖浦村横見) 兼館長 三井 周治
沖浦文庫 (沖浦村戸田) 兼館長 四五五册
河下 幸一 尾方 幸一
私立中田豐圖書館 (高森町中山) 兼館長 高井 壽人
川越圖書館 (川越村類越) 兼館長 吉永 貫一
南桑圖書館 (桑根村南桑) 兼館長 尾川 謙輔
河山圖書館 (河山村四馬神) 兼館長 有田 亮
廣瀨圖書館 (廣瀨町) 兼館長 柴田 谷夫
廣東圖書館 (廣東町府谷) 兼館長 村木 國枝
小谷 川悟

圖書館











(圖書館)

▼厚狹郡

●厚東圖書館 (厚東村棚井) (電話厚東一四四)  
 ●二俣圖書館 (二俣圖書館) (電話厚東一四四)  
 ●大典記念小野圖書館 (大典記念小野圖書館) (電話厚東一四四)  
 ●吉部圖書館 (吉部村東吉部) (電話厚東一四四)  
 ●萬倉文庫 (萬倉村西萬倉) (電話厚東一四四)  
 ●戰役記念船木文庫 (戰役記念船木文庫) (電話厚東一四四)

●船木町堂城ヶ丘圖書館 (船木町堂城ヶ丘) (電話船木一七)  
 ●厚狹町立山下記念圖書館 (厚狹町立山下記念) (電話厚狹四九)  
 ●厚狹町圖書館 (厚狹町圖書館) (電話厚狹四九)  
 ●余根圖書館 (余根圖書館) (電話厚狹四九)  
 ●王喜圖書館 (王喜圖書館) (電話厚狹四九)  
 ●吉田村圖書館 (吉田村圖書館) (電話厚狹四九)

▼豊浦郡

●豊浦町圖書館 (豊浦町圖書館) (電話豊浦五〇)  
 ●同枝圖書館 (同枝圖書館) (電話豊浦五〇)  
 ●同枝村圖書館 (同枝村圖書館) (電話豊浦五〇)  
 ●井上圖書館 (井上圖書館) (電話豊浦五〇)  
 ●外間圖書館 (外間圖書館) (電話豊浦五〇)  
 ●百代圖書館 (百代圖書館) (電話豊浦五〇)  
 ●内日村圖書館 (内日村圖書館) (電話豊浦五〇)

●黒井村圖書館 (黒井村圖書館) (電話黒井七)  
 ●川棚圖書館 (川棚圖書館) (電話川棚三九)  
 ●小串圖書館 (小串圖書館) (電話小串四九)  
 ●字賀圖書館 (字賀圖書館) (電話字賀一四)  
 ●神玉書前神 (神玉書前神) (電話神玉一四)

●林 タケ

●岡村文庫 (岡村文庫) (電話林一四四)  
 ●文庫長 (文庫長) (電話林一四四)  
 ●角島圖書館 (角島圖書館) (電話林一四四)  
 ●神田圖書館 (神田圖書館) (電話林一四四)  
 ●村立阿川圖書館 (村立阿川圖書館) (電話林一四四)  
 ●栗野圖書館 (栗野圖書館) (電話林一四四)

●瀧部圖書館

●瀧部村宮ノ臺圖書館 (瀧部村宮ノ臺) (電話瀧部三〇)  
 ●殿居圖書館 (殿居圖書館) (電話瀧部三〇)  
 ●豐田圖書館 (豐田圖書館) (電話瀧部三〇)  
 ●西市圖書館 (西市圖書館) (電話瀧部三〇)  
 ●豐田下圖書館 (豐田下圖書館) (電話瀧部三〇)

●村上 字良

●美雨郡 (美雨郡) (電話村上九九)  
 ●大田圖書館 (大田圖書館) (電話村上九九)  
 ●綾木圖書館 (綾木圖書館) (電話村上九九)  
 ●秋吉圖書館 (秋吉圖書館) (電話村上九九)  
 ●岩永圖書館 (岩永圖書館) (電話村上九九)

●岩永村岩永下郷

●岩永村岩永下郷圖書館 (岩永村岩永下郷) (電話岩永九九)  
 ●大正記念圖書館 (大正記念圖書館) (電話岩永九九)  
 ●別府圖書館 (別府圖書館) (電話岩永九九)  
 ●於福圖書館 (於福圖書館) (電話岩永九九)

(圖書館)



(圖書館)

兼書記 ●石田 知良  
●赤郷村立日露戰役  
記念桂陽文庫  
一、三〇五册  
(赤郷村赤郷市)  
兼文庫長 ●古屋 繁  
●大林 繁

▼大津郡

●三隅圖書館  
(三隅村三隅中)  
(電話三三三三)  
兼館長 正七勳六 石堀 茂  
兼書記 細田長治郎  
波邊 照子  
(通村町)  
(電話一四一四)  
兼館長 坂田 義亮  
兼書記 山田 秀雄  
岡村ハル子  
●仙崎町新屋敷  
(仙崎町新屋敷)

兼館長 正八 佐々木榮次郎  
兼書記 田村 京介  
●深川圖書館  
(深川町東深川)  
(電話正明市五四)  
兼文庫長 正七勳六 杉山 巖  
兼書記 市川 彰亮

▼阿武郡

兼館長 正七勳七 澤田 幸市  
兼書記 鷺頭 一郎  
●川尻圖書館  
(向津具村川尻)  
(電話久津二)  
兼館長 正七勳七 澤田 幸市  
兼書記 松田ミサヲ  
●三見圖書館  
(三見村石丸)  
兼館長 正七勳七 古川 龍三  
兼書記 金子 貞江  
●明木村立明木圖書館  
(明木村牛地)  
兼館長 富田 猪助  
兼書記 伊藤 新一

●宇津賀圖書館  
(宇津賀村後畑)  
兼館長 工藤 富雄  
兼書記 磯部 義成  
●向津具圖書館  
(向津具村向津具下)  
(電話久津二)  
兼館長 正七勳七 澤田 幸市  
兼書記 鷺頭 一郎

▼下關市

兼館長 正七勳七 澤田 幸市  
兼書記 鷺頭 一郎  
●高瀬圖書館  
(川上村高瀬)  
(電話一四五一)  
兼館長 尾坂 美之  
兼書記 川上村立野  
●川上西圖書館  
(川上村立野)  
兼館長 山縣 元一  
兼書記 藤生村大典記念文庫  
(藤生村藤目)  
兼文庫長 野村 忠次  
兼書記 佐村 巖  
●藤生村立公民文庫  
(藤生村立公民文庫)  
五六九册

●佐々並圖書館  
(佐々並村大野)  
(電話佐々並局呼用)  
兼館長 小田 芳雄  
兼書記 有井 浩  
●川上圖書館  
(川上村後場)  
兼館長 上田 士良  
●野戸呂圖書館  
(川上村野戸呂)  
兼館長 岡部 正

▼下關市

兼館長 正七勳七 澤田 幸市  
兼書記 鷺頭 一郎  
●高瀬圖書館  
(川上村高瀬)  
(電話一四五一)  
兼館長 尾坂 美之  
兼書記 川上村立野  
●川上西圖書館  
(川上村立野)  
兼館長 山縣 元一  
兼書記 藤生村大典記念文庫  
(藤生村藤目)  
兼文庫長 野村 忠次  
兼書記 佐村 巖  
●藤生村立公民文庫  
(藤生村立公民文庫)  
五六九册

(圖書館)

(藤生村生雲東分)  
兼文庫長 ●森重 準一  
兼書記 有田 長士  
●生雲圖書館  
(生雲村生雲中)  
兼館長 藤中 誠  
兼書記 岩武 誠  
●地福圖書館  
(地福村地福下)  
(電話地福四)  
兼館長 伊藤 光雄  
兼書記 三浦 博  
●德佐通俗圖書館  
(德佐村德佐市)  
(電話二五二二)  
兼館長 助八 茂行  
兼書記 佐々木實雄  
阿川 孝子  
●嘉年圖書館  
(嘉年村嘉年上)  
(電話嘉年局呼用)  
兼館長 阿武 猛雄  
兼書記 浦部 俊子

●大典記念吉部圖書館  
(吉部村吉部上鈴倉)  
(電話呼出吉部一)  
兼館長 從七 山本 忠雄  
兼書記 吉村 忠雄  
●村立紫福圖書館  
(紫福村畑)  
兼館長 正七勳七 香川 三樹  
兼書記 桑原 三樹  
●大井圖書館  
(大井村庄屋)  
(電話一三三九)  
兼館長 正七勳七 池田 彦三  
兼書記 山根 征想  
●奈古圖書館  
(奈古村奈古東方)  
兼館長 正七勳七 鈴木 彌吉  
兼書記 宇田 郷村 宇田 郷村 宇田 郷村  
兼館長 從七 松岡 義助  
兼書記 松岡 義助

●福賀圖書館  
(福賀村福田下)  
兼館長 正七勳七 村橋 通  
兼書記 江藤 勝野  
●育英文庫  
(須佐町)  
(電話須佐三五)  
兼文庫長 正七勳六 金子 茂人  
兼書記 古屋シゲコ  
●彌富圖書館  
(彌富町彌富下)  
兼館長 中村 恭子  
兼書記 仁保 龜一  
●小川圖書館  
(小川村上小川東分)  
兼館長 藤山 節子  
兼書記 中村 節子  
●多磨圖書館  
(江崎町下田方)  
兼館長 正七勳七 藤原 政一  
兼書記 藤原 政一  
●六島村立大島圖書館  
(六島村大島)

兼館長 從七 田中千代一  
兼書記 見島圖書館  
(見島村)  
(電話見島局)  
兼館長 岡 英夫  
兼書記 山谷 永一  
●小月圖書館  
(小月町西ノ臺)  
(電話小月一五二)  
兼館長 正七勳八 岡藤 清一  
兼書記 中川ヤエ子  
●清末育英文庫  
(清末町)  
(電話小月一四)  
兼文庫長 古永 清  
兼書記 渡邊 久子  
●王司圖書館  
(神田町)  
(電話小月一三〇)  
兼館長 正七勳八 南部 勝人



(圖書館)

兼書司 原田 鶴子  
 ●豐浦圖書館 (長府町)  
 (電話下關三二八)  
 館長 從七勳八 堀 哲三郎  
 司書 丸山 眞次郎  
 大宮 歌子  
 井上 シヅ  
 ●行啓記念  
 勝山圖書館 (秋良)  
 館長 重村 實恵  
 兼書司 黒水 雪雄  
 ●下關市川中圖書館  
 (電話下關二九二〇)  
 館長 從七勳八 宮本 誠記  
 兼書司 標梨 幸三  
 今富 静江  
 ●下關市安國圖書館 (安國)  
 (電話安國五七)  
 館長 勳八 長谷川 祐

宇部市

兼書司 安永 福太  
 ●尾崎大典記念圖書館  
 (古見町古見下)  
 (電話古見一四)  
 館長 大谷 實敏  
 兼書司 二木 憲亮  
 ●下關市立仰大典記念  
 彦島圖書館 (彦島國民學校内)  
 (電話江浦二五八)  
 館長 正七勳七 山本 寛助  
 兼書司 水津 清子  
 宮田 富子  
 ●上宇部文庫 (上宇部)  
 (電話一九三)  
 文庫長 正七勳八 西村 信一  
 兼書司 石井 公子  
 ●仰圖書館

山口市

兼書司 沖野上 寛一  
 (電話山口二三九)  
 ●宇部市立宇部圖書館  
 (電話宇部三〇八)  
 館長 從七勳六 吉武 順一  
 兼書司 草野 馨  
 ●厚南圖書館 (東領恵)  
 (電話厚南一九)  
 館長 從七勳七 江木 耕一  
 兼書司 常岡 謙雄  
 河野 賀子  
 ●良城文庫 (吉敷)  
 (電話山口三)  
 文庫長 山口市立宮野圖書館 時子

萩市

兼書司 宮野上 寛一  
 (電話山口二三九)  
 ●櫻園寺内文庫 (宮野下)  
 主書 佐世庄次郎  
 兼書司 山下彌三熊  
 ●明倫圖書館 (江向)  
 館長 正七勳六 久芳庄二郎  
 兼書司 堀田 隆藏  
 ●梅東圖書館 (梅東)  
 (電話萩一三五)  
 館長 從七勳七 和田 忠良  
 兼書司 越ヶ濱圖書館 茂政  
 (電話萩六二一)

二八〇

徳山市

兼書司 伊藤 興之  
 ●萩市立椿圖書館 (八〇〇)  
 館長 從七勳八 榎 正史  
 兼書司 西尾 孝哉  
 ●白水圖書館 (山田)  
 (電話萩二九三)  
 館長 從七勳七 矢田部 覺林  
 兼書司 柴田 虎次  
 ●木間圖書館 (山田字木間)  
 館長 榎山 玄駒  
 兼書司 堀 静子  
 ●兒王文庫 (本丁)  
 (電話徳山四〇九)  
 文庫長 伯備 兒玉 秀雄  
 (圖書館)

防府市

兼書司 淺見 榮熊  
 ●加見圖書館 (加見)  
 館長 從七勳七 岡村 幸男  
 兼書司 久米 圖書館 一夫  
 ●防府市立三哲文庫 (蘇木町)  
 (電話防府七八〇)  
 文庫長 從七勳六 小野 幸吉  
 司書 正七勳六 上利 恭助  
 兼書司 重宗 義元  
 出納手 西村 久子  
 ●華南圖書館 (濱方)  
 (電話防府五六六)

下松市

兼書司 村田 繁樹  
 ●専城圖書館 (加見)  
 館長 從七勳七 稲葉 良子  
 兼書司 白井 良雄  
 ●西浦圖書館 (西浦字里)  
 (電話西浦一三三)  
 館長 正七勳八 杉山 保定  
 兼書司 宮内 清孝  
 眞方ヤヘコ  
 ●下松圖書館 (西豊井)  
 (電話下松六二二)  
 館長 正七勳七 近間 學助  
 兼書司 荒川 豊  
 土田 一二三  
 ●久保圖書館 (河内)  
 (電話久保一取次)

岩國市

兼書司 黒杭 隆吉  
 ●花岡文庫 (花岡町末武上)  
 館長 從七勳八 松村 清路  
 兼書司 松村 育人  
 ●下松市立末武圖書館 (末武下)  
 (電話下松三〇取次)  
 館長 正七勳七 木谷 喜一  
 兼書司 小林 正  
 ●川下圖書館 (中津)  
 (電話岩國四九甲)  
 館長 正七勳七 永田 満徳  
 兼書司 志賀 英夫  
 ●愛宕圖書館 (尾津)  
 (電話岩國二三八)

二八一























































市町村役場

(市町村役場)

大島郡

油田村役場 (伊保田) 電話油田一〇
町役場 (和保田) 電話和保田一〇
和保田村役場 (和保田) 電話和保田一〇
島崎長治郎
吉田作人
濱本政一

北河内村役場 (北河内) 電話北河内二〇
南河内村役場 (南河内) 電話南河内二〇
日良居村役場 (日良居) 電話日良居二〇
安下庄町役場 (安下庄) 電話安下庄二〇
山田吉三郎
村田重雄

久賀町役場 (久賀) 電話久賀二〇
中村見八
淺海五郎
中村平
淺平

小松町役場 (小松) 電話小松二〇
松末廣田
秋元清美
山中義貞

三〇八

市町村役場

石田五郎
嘉屋整子
和木村役場 (和木) 電話和木一〇
大竹七一
播磨金一
村上喜一

北河内村役場 (北河内) 電話北河内二〇
南河内村役場 (南河内) 電話南河内二〇
日良居村役場 (日良居) 電話日良居二〇
安下庄町役場 (安下庄) 電話安下庄二〇

通津村役場 (通津) 電話通津二〇
井川喜一
佐伯重武
廣本政夫

神代村役場 (神代) 電話神代二〇
大島二二
松本利之助
奥本健二

三〇九







(市町村役場)

収入役 鳥枝 勝平  
●麻郷村役場 石崎 常治

(電話麻郷一〇二)

●田布施町役場 (田布施町)  
収入役 小田 隆平  
助役 小田 次郎  
事務 小田 次郎

(電話田布施四一)

●河村役場 (河村)  
収入役 末家 忠市  
事務 正六 河村 忠市

●矢田村役場 (矢田)  
収入役 矢田 敏祐  
事務 矢田 敏祐

(市町村役場)

収入役 田熊 嘉作  
●城南村役場 (城南)

(電話田布施五四甲)

●三輪村役場 (三輪)  
収入役 山本 英瑞  
助役 山本 英瑞  
事務 山本 英瑞

●岩田村役場 (岩田)  
収入役 吉岡 榮治  
事務 吉岡 榮治

●室積町役場 (室積町)  
収入役 山崎 友雄  
事務 山崎 友雄

(市町村役場)

収入役 從七 勤七  
●光町役場 (光町)

(電話室積一三)

●西村役場 (西村)  
収入役 西村 富夫  
助役 西村 富夫  
事務 西村 富夫

●大野村役場 (大野)  
収入役 大野 義貞  
助役 大野 義貞  
事務 大野 義貞

●周防村役場 (周防)  
収入役 周防 勤七  
事務 周防 勤七

(市町村役場)

●東荷村役場 (東荷)  
収入役 山西 清一  
事務 山西 清一

(電話東荷一)

●三丘村役場 (三丘)  
収入役 河野 二三  
助役 河野 二三  
事務 河野 二三

●高水村役場 (高水)  
収入役 高水 勤七  
事務 高水 勤七

●勝間村役場 (勝間)  
収入役 勝間 勤七  
事務 勝間 勤七

▼都濃郡

●須々万村役場 (須々万)

(電話須々万二)

●中須南村役場 (中須南)  
収入役 中須南 勤七  
事務 中須南 勤七

(市町村役場)

●八代村役場 (八代)  
収入役 河内 和民  
助役 河内 和民  
事務 河内 和民

(電話八代一)

●徳本村役場 (徳本)  
収入役 徳本 九稔  
助役 徳本 九稔  
事務 徳本 九稔

(電話八代一)

●竹駒村役場 (竹駒)  
収入役 竹駒 勤七  
事務 竹駒 勤七

(電話須々万二)

●西村役場 (西村)  
収入役 西村 勤七  
事務 西村 勤七

(市町村役場)

●須々金村役場 (須々金)  
収入役 須々金 勤七  
事務 須々金 勤七

(電話須々金一)

●梅田村役場 (梅田)  
収入役 梅田 勤七  
事務 梅田 勤七

(電話須々金一)

●鹿野町役場 (鹿野)  
収入役 鹿野 勤七  
事務 鹿野 勤七

(電話鹿野九)

●向道村役場 (向道)  
収入役 向道 勤七  
事務 向道 勤七

(電話向道一)

(市町村役場)

●新市役場 (新市)  
収入役 新市 勤七  
事務 新市 勤七

(電話新市一)

●安田村役場 (安田)  
収入役 安田 勤七  
事務 安田 勤七

(電話三丘一)

●高水村役場 (高水)  
収入役 高水 勤七  
事務 高水 勤七

●勝間村役場 (勝間)  
収入役 勝間 勤七  
事務 勝間 勤七

(市町村役場)

●宮ノ馬場村役場 (宮ノ馬場)  
収入役 宮ノ馬場 勤七  
事務 宮ノ馬場 勤七

(電話宮ノ馬場一)

●尾崎村役場 (尾崎)  
収入役 尾崎 勤七  
事務 尾崎 勤七

(電話尾崎一)

●原田村役場 (原田)  
収入役 原田 勤七  
事務 原田 勤七

(電話原田一)



























(山口縣教育會定款)

第十七條 會長ハ會務ヲ處理スル爲メ本會ニ主事副主事  
書記及事務員ヲ置ク主事ハ常務理事トナリ會  
長ノ指揮ヲ受ケ事務ヲ掌理シ副主事ハ主事ヲ輔佐  
シ主事ハ會長及主事ノ命ヲ承ケ會務ニ從事ス  
第十八條 會長ハ本會ノ事業ニツケ調査整理等ノ爲メ  
必要ト認ムルトキハ特ニ委員ヲ設ケ若クハ雇員ヲ設ク  
得  
第十九條 會長ハ毎年一回常務理事會ヲ召集ス  
第二十條 會長ハ臨時會ヲ召集シ必要ト認ムルトキ  
又ハ總會ノ請求ヲ以テ之ヲ召集スルコトヲ得  
第二十一條 總會ノ請求ヲ以テ之ヲ召集スルコトヲ得  
第二十二條 總會ノ請求ヲ以テ之ヲ召集スルコトヲ得  
第二十三條 總會ノ請求ヲ以テ之ヲ召集スルコトヲ得  
第二十四條 總會ノ請求ヲ以テ之ヲ召集スルコトヲ得  
第二十五條 總會ノ請求ヲ以テ之ヲ召集スルコトヲ得  
第二十六條 總會ノ請求ヲ以テ之ヲ召集スルコトヲ得  
第二十七條 總會ノ請求ヲ以テ之ヲ召集スルコトヲ得  
第二十八條 總會ノ請求ヲ以テ之ヲ召集スルコトヲ得  
第二十九條 總會ノ請求ヲ以テ之ヲ召集スルコトヲ得  
第三十條 總會ノ請求ヲ以テ之ヲ召集スルコトヲ得  
第三十一條 總會ノ請求ヲ以テ之ヲ召集スルコトヲ得  
第三十二條 總會ノ請求ヲ以テ之ヲ召集スルコトヲ得  
第三十三條 總會ノ請求ヲ以テ之ヲ召集スルコトヲ得  
第三十四條 總會ノ請求ヲ以テ之ヲ召集スルコトヲ得  
第三十五條 總會ノ請求ヲ以テ之ヲ召集スルコトヲ得  
第三十六條 總會ノ請求ヲ以テ之ヲ召集スルコトヲ得  
第三十七條 總會ノ請求ヲ以テ之ヲ召集スルコトヲ得  
第三十八條 總會ノ請求ヲ以テ之ヲ召集スルコトヲ得  
第三十九條 總會ノ請求ヲ以テ之ヲ召集スルコトヲ得  
第四十條 總會ノ請求ヲ以テ之ヲ召集スルコトヲ得

山口縣教育職員互助會定款

(昭和十五年十二月二十四日現行)

第一章 總則  
第一條 本會ハ山口縣内ノ教育職員及教育關係者ノ協力  
ニ依リ互助共濟ノ實ヲ舉クルヲ以テ目的トス  
第二條 本會ハ山口縣教育職員互助會ト稱ス  
第三條 本會ノ事務所ハ山口市大字後河原字松柄第一  
七四番地ノ一ニ之ヲ設ク  
第二章 事業  
第四條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行  
フ  
一、死亡會員ノ遺族ニ對スル弔慰金ノ贈與  
二、退會員ニ對スル退會金並慰勞金ノ贈與  
三、重病傷其ノ他災厄ニ罹リタル會員ニ對スル慰勞  
金ノ贈與  
但シ四月以降ノ入會者ニアリテハ入會ノ際納付ス  
第三十條 本會ハ會員ノ一時納金又ハ使途ノ指定ナ  
キ篤志者ノ寄附金其ノ他ノ收入金ヲ以テ基本金ヲ蓄  
積ス  
第三十五條 基本金ハ特別會計トシ其ノ元利ハ代議員  
會ノ決議ヲ經ルニアラサレハ之ヲ支消スル事ヲ得ス

第三十六條 經費ノ流用ハ項以下ニ限り會長之ヲ專行  
スルコトヲ得  
第三十七條 本會會計年度ハ四月一日ニ始マリ翌年三  
月三十一日ニ終ル  
第三十八條 本定款施行ニ必要ナル細則ハ會長之ヲ定  
ム  
四、戰時事業ニ際シ應召シタル會員ノ家族ニ對スル  
慰勞金ノ贈與  
五、左ノ資金ヲ贈與  
イ、會員ノ住宅建設費  
ロ、會員子弟ノ學費  
ハ、會員又ハ其ノ家族重病症其ノ他ノ災厄ニ罹リ  
タルトキノ資金  
ニ、學術研究調査又ハ學事視察費  
ホ、結婚又ハ葬祭費  
ヘ、被服家財費(昭和十五年十二月二十四日追加)  
ト、舊債償還費  
チ、保費立替(昭和十五年十二月廿四日追加)  
六、會員ノ規約貯金ノ取扱  
三二七

(山口縣教育職員互助會定款)







(山口縣教育職員互助會定款)

第二十六條 總會ハ會員ノ十分ノ一以上出席スルニア  
ラザレバ開會スルコトヲ得ズ但シ同一事件ニ付召集  
ニ及ブモ仍定數ニ達セザルトキハ此ノ限ニ在ラ  
ズ  
總會ニ出席セザル會員ハ書面又ハ代理人ヲ以テ表決  
ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ表決ハ之ヲ出席ト看做ス  
第二十七條 評議員會ハ必要ニ應ジ會長之ヲ召集ス評  
議員二分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シ請  
求シタルトキ亦同ジ  
第二十八條 評議員會ハ評議員半數以上出席スルニア  
ラザレバ開會スルコトヲ得ズ但シ同一事件ニ付召集  
ニ及ブモ仍定數ニ達セザルトキハ此ノ限ニ在ラ  
ズ  
第二十九條 評議員會ニ於テ議決スベキ事項左ノ如シ  
一、豫算ノ決定、決算ノ認定ニ關スル事項  
二、財産ノ重要ナル處分ニ關スル事項  
三、細則ノ制定、改定ニ關スル事項  
四、其ノ他會長ニ於テ必要ト認ムル事項  
第三十條 第二十七條及第二十八條ノ規定ハ理事會ニ  
之ヲ準用ス  
第三十一條 理事會ニ於テハ評議員會及總會ニ提出ス  
ルベキ議案ヲ審議スルノ外本會事業執行上必要ト認ム  
ル事項ヲ審議ス

三三〇

第三十二條 總會、評議員會及理事會ノ議事ハ出席員  
ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決ス  
ルニ依ル但シ定款變更ノ決議ハ總會出席ノ三分ノ  
二以上ノ同意アルコトヲ要ス  
第三十三條 本會ノ會計年度ハ四月一日ニ始マリ翌年  
三月三十一日ニ終ル  
第三十四條 本會ノ會計年度ハ四月一日ニ始マリ翌年  
三月三十一日ニ終ル  
第三十五條 本會ノ會計年度ハ四月一日ニ始マリ翌年  
三月三十一日ニ終ル  
第三十六條 本會ノ會計年度ハ四月一日ニ始マリ翌年  
三月三十一日ニ終ル  
第三十七條 本會ノ會計年度ハ四月一日ニ始マリ翌年  
三月三十一日ニ終ル  
第三十八條 本會ノ會計年度ハ四月一日ニ始マリ翌年  
三月三十一日ニ終ル

一、郵便貯金又ハ確實ナル銀行預金ト爲スコト  
二、國債、地方債其ノ他確實ナル有價證券ヲ購入ス  
三、地方公共團體又ハ基礎確實ナル教育法人へ貸付  
スルコト  
前項資産ノ預入ヲ爲スベキ銀行ハ評議員會ノ議決ヲ  
經テ之ヲ定ム  
第三十九條 本會ノ解散ハ其ノ旨ヲ示シテ召集シタル  
總會ニ於テ全會員ノ二分ノ一以上出席シ其ノ四分ノ  
三以上ノ同意アルニ非ザレバ之ヲ議決スルコトヲ  
得ズ  
第四十條 本會解散ノ場合ニ於ケル資産ハ左記ニ依リ  
處分ス  
一、解散當時ニ於ケル會員ニハ解散ト同時ニ退會シ  
タルモノト看做シ規程ノ退會金ヲ交付ス但シ金  
額不足ノ場合ハ其ノ按分率ニ依ル  
二、前號以外ノ資産ハ本會ト類似ノ目的ヲ有スル他  
ノ公益事業ニ寄附ス  
三、前號ノ公益事業ナキトキハ總會ノ決議ニ依ル  
第四十一條 本定款施行ニ必要ナル規定ハ評議員會ノ

第四十二條 本會設立當時ノ理事左ノ如シ但シ會長ニ  
非ザル理事ハ第一回評議員會ニ於テ選舉スルモノトス  
山口縣吉敷郡山口町大字野田(會)長 第六十九番地 田中 英  
同縣同郡同町大字野田(會)長 第二十五番地 清夫  
第四十三條 評議員會ノ議決ヲ要スル事項ハ一  
理事會ノ決定ニ至ル迄ノ評議員會ニ報告シテ其ノ承  
認ヲ受クベキモノトス  
第四十四條 本會設立ノ際現ニ存スル教育關係者互助  
會ニ於テ其ノ資産ヲ本會ニ提供シ解散スル場合ハ評  
議員會ノ議決ヲ經テ其ノ所屬會員ヲ本會ノ會員ト爲  
スルコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テハ提供サレタル資産ニ對スル各會  
員ノ持分ヲ算定シ之ヲ本會ノ會費月額ナル壹圓ヲ以  
テ除シテ得タル商ニ相當スル月數間本會ニ在會シタ  
ルモノト看做シ之ヲ本會ニ於ケル在會年月數ニ加算  
ス  
第四十五條 第十條ニ於ケル慰勞金ノ贈與ハ昭和十七  
年三月三十一日以後ノ退會者ニ適用ス

(山口縣教育職員互助會定款)

三三一

第一號表 (祀慰金)



(山口縣教育職員互助會定款) 第一號表弔慰金

在會年數	金	在會年數	金	在會年數	金
一 年 未滿	一〇〇圓	一 年 未滿	三〇〇圓	二 年 未滿	六四〇圓
二 年 未滿	一一〇〇	二 年 未滿	三二〇〇	三 年 未滿	六八〇
三 年 未滿	一二〇〇	三 年 未滿	三四〇〇	四 年 未滿	七二〇
四 年 未滿	一四〇〇	四 年 未滿	三七〇〇	五 年 未滿	七六〇
五 年 未滿	一六〇〇	五 年 未滿	四〇〇〇	六 年 未滿	八〇〇
六 年 未滿	一八〇〇	六 年 未滿	四三〇〇	七 年 未滿	八五〇
七 年 未滿	二〇〇〇	七 年 未滿	四六〇〇	八 年 未滿	九〇〇
八 年 未滿	二二〇〇	八 年 未滿	四九〇〇	九 年 未滿	九五〇
九 年 未滿	二四〇〇	九 年 未滿	五二〇〇	十 年 未滿	一〇〇〇
十 年 未滿	二六〇〇	十 年 未滿	五六〇〇	十一 年 未滿	一〇〇〇
十一 年 未滿	二八〇〇	十一 年 未滿	六〇〇〇	十二 年 未滿	一〇〇〇
十二 年 未滿		十二 年 未滿		十三 年 未滿	
十三 年 未滿		十三 年 未滿		十四 年 未滿	
十四 年 未滿		十四 年 未滿		十五 年 未滿	
十五 年 未滿		十五 年 未滿		十六 年 未滿	
十六 年 未滿		十六 年 未滿		十七 年 未滿	
十七 年 未滿		十七 年 未滿		十八 年 未滿	
十八 年 未滿		十八 年 未滿		十九 年 未滿	
十九 年 未滿		十九 年 未滿		二十 年 未滿	
二十 年 未滿		二十 年 未滿		二十一年 未滿	
二十一年 未滿		二十一年 未滿		二十二年 未滿	
二十二年 未滿		二十二年 未滿		二十三年 未滿	
二十三年 未滿		二十三年 未滿		二十四 年 未滿	
二十四 年 未滿		二十四 年 未滿		二十五 年 未滿	
二十五 年 未滿		二十五 年 未滿		二十六 年 未滿	
二十六 年 未滿		二十六 年 未滿		二十七 年 未滿	
二十七 年 未滿		二十七 年 未滿		二十八 年 未滿	
二十八 年 未滿		二十八 年 未滿		二十九 年 未滿	
二十九 年 未滿		二十九 年 未滿		三十年 未滿	
三十年 未滿		三十年 未滿		三十一 年 未滿	
三十一 年 未滿		三十一 年 未滿		三十二年 未滿	
三十二年 未滿		三十二年 未滿		三十三年 未滿	
三十三年 未滿		三十三年 未滿		三十四 年 未滿	
三十四 年 未滿		三十四 年 未滿		三十五年 未滿	
三十五年 未滿		三十五年 未滿		三十六 年 未滿	
三十六 年 未滿		三十六 年 未滿		三十七 年 未滿	
三十七 年 未滿		三十七 年 未滿		三十八 年 未滿	
三十八 年 未滿		三十八 年 未滿		三十九 年 未滿	
三十九 年 未滿		三十九 年 未滿		四十年 未滿	
四十年 未滿		四十年 未滿		四十一年 未滿	
四十一年 未滿		四十一年 未滿		四十二年 未滿	
四十二年 未滿		四十二年 未滿		四十三年 未滿	
四十三年 未滿		四十三年 未滿		四十四 年 未滿	
四十四 年 未滿		四十四 年 未滿		四十五年 未滿	
四十五年 未滿		四十五年 未滿		四十六 年 未滿	
四十六 年 未滿		四十六 年 未滿		四十七 年 未滿	
四十七 年 未滿		四十七 年 未滿		四十八 年 未滿	
四十八 年 未滿		四十八 年 未滿		四十九 年 未滿	
四十九 年 未滿		四十九 年 未滿		五十年 未滿	
五十年 未滿		五十年 未滿		五十一年 未滿	
五十一年 未滿		五十一年 未滿		五十二年 未滿	
五十二年 未滿		五十二年 未滿		五十三年 未滿	
五十三年 未滿		五十三年 未滿		五十四 年 未滿	
五十四 年 未滿		五十四 年 未滿		五十五年 未滿	
五十五年 未滿		五十五年 未滿		五十六 年 未滿	
五十六 年 未滿		五十六 年 未滿		五十七 年 未滿	
五十七 年 未滿		五十七 年 未滿		五十八 年 未滿	
五十八 年 未滿		五十八 年 未滿		五十九 年 未滿	
五十九 年 未滿		五十九 年 未滿		六十年 未滿	
六十年 未滿		六十年 未滿		六十一年 未滿	
六十一年 未滿		六十一年 未滿		六十二年 未滿	
六十二年 未滿		六十二年 未滿		六十三年 未滿	
六十三年 未滿		六十三年 未滿		六十三年 未滿	

第二號表 慰 勞 金

(但納入會費ニ對スル年二分ノ複利トシ員位未滿ハ切捨ツ  
シケケ年未滿ノ端月數ノ金額ニ對シテハ利子ヲ附セズ)

在會年數	金	在會年數	金	在會年數	金
滿 六年	二	滿 十五年	二二	滿 二十四年	六七
同 七年	三	同 十六年	二六	同 二十五年	七四
同 八年	四	同 十七年	三〇	同 二十六年	八一
同 九年	六	同 十八年	三四	同 二十七年	八九
同 十年	八	同 十九年	三九	同 二十八年	九七
同 十一年	一〇	同 二十年	四四	同 二十九年	一〇五
同 十二年	一三	同 二十一年	四九	同 三十年	一一四
同 十三年	一六	同 二十二年	五五		
同 十四年	一九	同 二十三年	六一		

21、在會滿六年未滿ノ退退會者ニ對シテハ慰勞金ヲ贈與セズ  
三十一一年以上ハ一年毎ニ十圓ヲ加フ

(山口縣教育職員互助會定款)



(山口縣教育職員互助定款施行細則)

山口縣教育職員互助會定款施行細則

(昭和十五年十二月廿四日現行)

三三四

第一章 會員及會費

第一條 會員タルヘキ教職員及教育關係者ノ種類左ノ如シ

一、公立學校、幼稚園、圖書館及博物館ノ職員

二、教育ニ關係アル縣及市町村ノ官公吏

三、山口縣教育會、山口縣教育職員互助會及市郡教育會ノ職員

第二條 會員タルムトスル者ハ第一號様式ノ入會申込書ヲ差出スベシ

第三條 會員ニシテ轉任、休職、退官、退職トナリタルトキ又ハ住所氏名ニ異動ヲ生ジタルトキハ地方委員ヲ經テ會長ニ届出ヅベシ

第四條 會員ニシテ定款第八條第一號ニヨリ休職後引續キ在會セントスルモノハ地方委員ヲ經テ十五日以内ニ會長ニ申出ヅベシ

第五條 會員ハ毎月二十五日限り會費ヲ地方委員ニ拂込ムベシ

第六條 地方委員ハ毎月末日迄ニ所屬會員ノ會費ヲ取盡メ會長ニ送付スベシ

第七條 會費ノ怠納一箇月ヲ超ユルトキハ以後延滞利子トシテ一箇月金參錢ヲ徴收ス

第二章 給付及貸付

第八條 會員死亡シタルトキハ其ノ遺族ハ第二號様式ノ弔慰金請求書ニ月籍簿本ヲ添ヘ地方委員ヲ經テ本會ニ差出スベシ(昭和十五年十二月二十四日改正)

第九條 前條ノ遺族及其弔慰金ヲ受クベキ順位ヲ定ムコト左ノ如シ

一、遺族トハ配偶者、子、父、母、孫、祖父母及兄弟姉妹ニシテ同一戸籍内ニ在ル者ヲ謂フ

二、弔慰金ヲ受クベキ順位ハ前條ニ掲ケタル順位ニ依リ同順位ノ者數人アルトキハ家督相繼ノ順位ニ依リテ遺族ニ準ズ

第十條 遺族ナキトキハ會長ニ於テ遺族ニ準ズルモノニ弔慰金ヲ贈與スルコトヲ得

第十一條 會員退會シタルトキハ第三號様式ノ退會金請求書ヲ地方委員ヲ經テ本會ニ差出ベシ(昭和十五年十二月二十四日改正)

第十二條 會員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當シ弔慰金ヲ贈與スルノ必要アリト認ムルモノアルトキハ地方委員ハ其ノ實情ヲ調査シテ四號様式ニ依リ申報スベシ

第十三條 重傷ニ依リ治療ノ三十日以上ニ互リ仍引續キ治療ノ必要アルトキ

二、火災、水害、風害、震災等不慮ノ災害ニ依リ居室ノ倒壊ヲ失又ハ燒失シタルトキ

三、家族大患三箇月以上ニ及ビ其ノ状況同情ニ値スベキモノアルトキ

四、戰時事變ニ際シ應シタルトキ

五、其ノ他災厄ニ罹リ特別ノ事情アルトキ

第十二條 前條弔慰金ノ額ハ十圓以上百圓以内トシ在會年數ト實情トニ應ジ其ノ都度會費ノ定ム但シ一會年數ハ戰時事變ニ際シ除クノ外在會一々年未滿ノ會員ニ對シテハ之ヲ贈與セズ

第十三條 定款第四條第五號(ハ)以下ニ依リ貸付ヲ受ケムトスル者ハ其ノ金額支金償還方法及連帶保證人トナルヘキ者二人以上ノ住所氏名其ノ他必要ナル事項ヲ詳記シ地方委員ヲ經テ會長ニ申出ヅベシ但シ借入希望金額ガ借入當時ノ既納會費ノ八割以内ナルトキハ連帶保證人ハ之ヲ要セズ

第十四條 前條ノ申出アリタルトキハ會長ハ左ノ條件ニ從ヒ資金ヲ貸付スルコトヲ得

一、貸付金額ハ其ノ會員ノ既納會費及現在月俸四箇月分ノ範圍内タルコト

二、貸付期間ハ滿三ヶ年以内タルコト但シ月賦償還ト爲サシムルコトヲ得(昭和十五年十二月二十四日改正)

三、貸付利子ハ年四分八厘以上タルコト

四、生命保險料、被服費、資金トシテ借入タル場合ハ二ヶ年以内ニ償還スルニ限リ利子ヲ減免スルコトアルベシ(昭和十五年十二月二十四日改正)

第十五條 定款第四條第五號ニ依リ住宅建設費及子弟教育費ニシテ各號中必要ナル事項ヲ具シ地方委員ヲ經テ會長ニ申出ヅベシ

一、住宅建設費ニシテ地價、地租、地番、坪數、償還方法、建設費、建築費、家屋ノ種類及用途並工費額

二、子弟教育費ニシテ豫定年月日

三、擔保物件

四、本縣内ニ居住シ相當資産ヲ有スル連帶保證人トナルベキ者二人以上ノ住所氏名

第十七條 前條ノ申出アリタル時ハ會長理事過半數ノ同意ヲ得左ノ條件ニ從ヒ資金ヲ貸付スルコトヲ得

一、貸付資金ヲ以テ購入又ハ建築スル土地家屋ハ自己ノ住宅用ニ限ルコト

二、貸付利子ハ年五分以上十箇年以内ノ年賦償還

(山口縣教育職員互助定款施行細則)

三三五



（山口縣教育職員互助會定款施行細則）

四、貸付金額ハ擔保物件ノ見積價格ノ七割以内トス  
 第十八條 子弟ノ學資金ノ貸付ヲ受ケムトスル者ハ左  
 記事項ヲ具シ地方委員ヲ經テ會長ニ申出ツベシ  
 一、貸付ヲ受ケベキ金額及期間並償還方法  
 二、學資金ヲ最近ノ學業成績表及健康診斷書、在學  
 證明書、最近ノ相業成績表及健康診斷書、在學  
 三、本縣内ニ居住シ相當資産ヲ有スル連帶保證人ト  
 ナルベキ者二人以上ノ住所氏名  
 第十九條 前條ノ申出アリタル時ハ會長ハ理事過半數  
 ノ同意ヲ得左ノ條件ニ從ヒ學資金ヲ貸付スル事ヲ得  
 一、中等學校以上ノ學校ニ在學者ノ學資金トシテ總額一  
 千圓ヲ超エザルコト（昭和十五年十二月二十四日改  
 正）  
 二、貸付金額ハ一年三分六厘以上トシ毎年度末ノ計  
 算ニ依リ之ヲ貸付元金ニ繰入レ復利トスルコト  
 （同上）  
 三、中途退學シタルトキ又ハ死亡シタルトキ若クハ  
 半途退學シタルトキ必要ナシト認メタルトキハ貸付  
 四、貸付ヲ繼續スル必要ナシト認メタルトキハ貸付  
 停止スルコト

第一號様式

三三六  
 五、貸付金ハ學校卒業後六箇月目又ハ前貸付停止  
 ノ月ヨリ起算シ十箇年以内ノ年賦償還トスルコ  
 六、貸付金額期限等ノ狀況ニ依リ必要アルトキハ相  
 當ノ擔保ヲ提供セシムルコト  
 第二十條 當ノ擔保ヲ提供セシムルコトハ借受人ノ都合ニ依リ  
 期限ヲ對シテ上ケ償還スルコトヲ得  
 會員ニ對シテハ保證人又ハ擔保ヲ變更セシムル場合ニ依リ  
 ムルトキハ保證人又ハ擔保ヲ變更セシムル場合ニ依リ  
 期限ニ拘ラズ保證人又ハ擔保ヲ變更セシムル場合ニ依リ  
 第二十一條 第三章 會計附則  
 第二十二條 第一條ノ有價證券ノ購入及事業  
 資金ノ貸付ハ理事過半數ノ同意ヲ得會長之ヲ決定ス  
 第二十三條 必要アリタル時ハ第一號銀行預金第三號ノ  
 豫算各款ノ金額ハ豫算ハ之ヲ四月改訂（修正）  
 第二十四條 附則  
 執行上必要ナル事項ハ會長之ヲ定ム  
 外本會ノ業務

第一號様式

入會申込書

貴會ノ趣旨ヲ贊シ入會申込候也

年 月 日

現住所

官 職 氏 名 印

山口縣教育職員互助會會長殿

第二號様式

（本書ハ所屬ノ地方委員ヲ經由シ未ダ地方委員ナキトキハ直接本會ニ送付スルコト）

弔慰金請求書

右ノ者貴會在會中ノ處 年 月 日死去致候ニ付弔慰金交付相成度戸籍謄本相添へ此段及請求候也

月 日

現住所

故 官 職 氏 名



(山口縣教育職員互助會定款施行細則)

支給郵便局名

何々局

山口縣教育職員互助會長殿

現住所

右 故 何某續柄

三三八

氏 名 印

右 法定代理人(遺族未成年ノ場合)

氏 名 印

第三號様式

退會金請求書

私儀何年何月何日何々ノ爲貴會ヲ退會致候ニ付退會金交付相成度此段及請求候也

年 月 日

現住所

元官職 氏

名 印

支給郵便局名

何々局

山口縣教育職員互助會長殿

第四號様式

慰籍金贈與該當者申報書

官職名	氏名	年齢	現住所	入會年月日	未納會費ノ額	有無及金額	發病年月日	害病年月日	缺勤又ハ臥床ノ初日及期間	戰時事變應召ノ年月日	病傷名	病傷ノ經過及豫後	發病後ノ醫療費又ハ損害ノ概算	資産、家族及家計ノ狀況

(山口縣教育職員互助會定款施行細則)



(山口縣教育職員互助會定款施行細則)

三四〇

右慰藉金贈與ノ必要アリト認メラレ候ニ付可然御取計相成度醫師ノ診斷書(又ハ被害調査書)相添ヘ此段及  
申報候也

年 月 日

何々學校(應解)地方委員

氏

名 印

山口縣教育互助會長殿

### 山口縣立教員保養所規則

(昭和十六年一月三十一日改正)

- 第一條 本所ハ教員保養所令ニ依リ山口縣小學校教員ニシテ保養ノ必要アリト認ムル者ヲ入所セシメ體力回復ノ關係スル生活指導ヲ行フ
- 第二條 本所ニ左ノ職員ヲ置ク
  - 第一 所長
  - 第二 書記
  - 第三 看護婦長
  - 第四 醫師
  - 第五 調劑員
  - 第六 看護婦
  - 第七 職員
  - 第八 事務員
  - 第九 庶務員
  - 第十 衛生員
- 第三條 所長ハ知事ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス
- 第四條 看護婦長ハ上司ノ指揮ヲ承ケ看護ニ從事ス
- 第五條 醫師ハ上司ノ指揮ヲ承ケ診療ヲ掌ル
- 第六條 調劑員ハ上司ノ指揮ヲ承ケ調劑ニ從事ス
- 第七條 看護婦ハ上司ノ指揮ヲ承ケ看護ニ從事ス
- 第八條 職員ハ上司ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス
- 第九條 庶務員ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
- 第十條 衛生員ハ上司ノ指揮ヲ承ケ衛生ニ從事ス

三四一



(山口縣立教員保養所規則)

- 第十一條 所長ハ入所シタル者ノ職氏名其ノ他必要ナル事項ヲ知事ニ報告スベシ
- 第十二條 入所者(以下寮生ト稱ス)ハ職員ノ指揮ヲ遵守スベシ
- 第十三條 寮生ハ使用料手数料徴收規則ノ定ムル所ニ依リ日額五拾錢ノ入所料ヲ納付スベシ
- 第十四條 入所ノ日迄之ヲ徵收スルモノノ外必要ナル物品材料等ハ總テ寮生ノ負擔トス
- 第十五條 寮生ニシテ公有物件ヲ毀損又ハ紛失シタルトキハ之ヲ賠償セシムルコトアルベシ
- 第十六條 寮生ハ許可ナクシテ寮生ニ非ザル者ヲ寮ニ宿泊セシムルコトヲ得ズ
- 第十七條 寮生ハ其ノ事山ノ如何ニ拘ラズ所長ノ命令アルニ非レバ退所スルコトヲ得ズ
- 第十八條 所長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル寮生ニ對シテハ退所ヲ命ズベシ
  - 一、新職ニ就クモ支障ナシト認メタルトキ
  - 二、本人ノ希望ニ由リ其ノ事由正當ナリト認メタルトキ
  - 三、在所セシムルニ適セズト認メタルトキ

(第一號様式)

入 所 願

補 職 名

(用紙罫半紙)

氏

名

生 年 月 日

右 何

某 印

私儀貴所ニ入所致度候條御許可被下度此段相願候也

山口縣立教員保養所長

殿

(第二號様式)

印 紙

誓 約 書

今般貴所へ入所許可相成候ニ付テハ入所中御規則堅ク相守リ誓テ違背仕間敷仍テ保證人連署ノ上誓約書差出候也

年 月 日

三四三

三四二

- 第十九條 所長寮生ヲ退所セシメタルトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ニ報告スルト共ニ當該學校長ニ通知スベシ但シ休職又ハ退職者ニシテ前條第一號ニ依リ退所セシメタルモノニ付テハ採用ニ關スル參考事項及就職可能證明書ヲ添付スベシ
  - 第二十條 寮生退所後復職又ハ研職ニシタル場合ハ當該學校長ハ直ニ辭令書ノ寫ヲ添へ所長ニ報告スベシ
  - 第二十一條 本所ハ所務ニ支障ナキ限り第一條ノ事業ノ外教員又ハ山口縣教育職員互助會員ノ健康相談ノ需ニ應ズルコトヲ得
  - 第二十二條 令第九條及前條ノ檢査又ハ健康相談ノ負擔トス
  - 第二十三條 本令施行上必要ナル規程ハ所長別ニ之ヲ定ム
- 附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十三條ノ規定ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス  
養所規則ハ之ヲ廢止ス



(山口縣立教員保養所規則)

山口縣立教員保養所長

殿

本籍地	現住所	補職名	住所職業	住所職業	住所職業
氏	氏	氏	保業	保業	保業
生年月日	生年月日	生年月日	生年月日	生年月日	生年月日
名印	名印	名印	名印	名印	名印

教職員共濟組合令施行細則

(昭和十六年一月三十一日改正)

第一條 本規則ニ於テ規則ト稱スルハ教職員共濟組合令施行規則ヲ謂フ  
 第二條 教職員共濟組合令及教職員共濟組合令施行規則並教職員共濟組合事務取扱規程ニ依ルノ外本規則ニ依リ取扱フベシ  
 第三條 組合員ヨリ提出スル書類ハ總テ所屬學校長又ハ團長ヲ經由スベシ  
 第四條 以下ノ氏名又ハ職名ニ變更シタルトキハ遲滞ナク組合員證ヲ支部ニ提出シテハ組合員證ヲ交付ス  
 第五條 組合員證ヲ失シタルトキハ直ニ組合員證ヲ返納スベシ但シ規則第十九條第一項ノ規定ニ依リ給付ヲ受クル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ場合ニ於テハ給付ヲ受ケザルニ至リタルトキ組合員證ヲ返納スベシ  
 第六條 學校長又ハ團長ハ組合員及其ノ被扶養者ニ付別記様式第二號ニ依リ組合員名簿ニ通テ調整シ一通ヲ支部ニ提出シ他ハ之ヲ保管スベシ  
 第七條 左ニ掲グルモノニ關スル療養ハ之ヲ療養ト看做サズ  
 一 雀斑、母斑、黒子、黒斑、面皰、遠視眼、斜眼、亂視、先天性近視眼、老眼、遠視眼、斜眼、亂視、先天性  
 二 兔毛、多毛、無毛  
 三 吃音、難聽、酒皰鼻  
 四 多汗症、無汗症、異汗症、毛虱、皮脂漏  
 五 不妊症、閉經症、子宮屈傾、子宮頸管狹窄症  
 六 勤勞上著シキ障害ヲ起サザル程度ノ善性腫瘍、  
 七 動眼、斜視、形體整形手術、隆鼻術、美容ヲ目  
 八 外科手術後ノ形體整形手術、隆鼻術、美容ヲ目  
 九 先天性畸形











（教職員共済組合令施行細則）

備考 組合員及被扶養者ノ各欄ニ異動アリタル場合ハ之ヲ整理シ被扶養者ノ異動ニ付テハ備考欄ニ異動年月日及其ノ事由ヲ記入スベシ

三五〇

様式第三號

給付請求書

請求金額	請求事由	事由發生ノ年月日	請求金額ノ算出根據計數
金			
右之通教職員共済組合令施行規則第十六條ニ依リ別紙添附書類相添此段及請求候也 昭和 年 月 日 學校幼稚園名 現住所 請求者 年 月 日生 印			
備考			

備考

- 一 請求事由欄ニハ左ニ依リ記入スルコト
  - 1 疾病又ハ負傷ニ在リテハ「本人ノ公（私）傷（病）」又ハ「家族何某ノ傷（病）」ト記入スルコト
  - 2 其ノ他ニアリテハ「療疾退職」又ハ分娩（若ハ助産分娩）ト記入スルコト
- 二 請求金額ノ算出根據計數欄ニハ左ニ依リ記入スルコト
  - 1 疾病又ハ負傷ニ在リテハ「自何年何月何日 何日間ノ療養何圓何錢ノ十割（又ハ八割）」ト記入スルコト
  - 2 療疾退職ニ在リテハ「俸給月額何圓ノ六ヶ月分」ト記入スルコト
- 三 學校幼稚園名ハ「何市立又ハ何郡何町村立何幼稚園」ト記入スルコト
- 四 特別ノ事由ニ依リ現住所以外ノ地ニ於テ給付ヲ受ケントスルトキハ備考ニ其ノ事由及給付ヲ受ケントスル場所ヲ記入スルコト

様式第四號

繼續給付届書

- 教職員共済組合令施行規則第十九條第一項ノ規定ニ依リ繼續シテ給付相受度組合員證ヲ相添ヘ此段及御届候也
- 一 組合加入年月日
  - 二 組合脱退年月日
  - 三 療養開始年月日

（教職員共済組合令施行細則）

三五二



(教職員共済組合令施行細則)

四 療養者氏名

五 疾病又ハ負傷名

昭和 年 月 日

勤務セシ學校幼稚園名  
届 者

教職員共済組合支部宛

様式第五號

被扶養者療養承認申請書

教職員共済組合令第二十條第四項ノ規定ニ依ル承認相受度此段及申請候也

昭和 年 月 日

學校幼稚園名  
申請者  
被扶養者

教職員共済組合支部宛

様式第六號

治療、入院、看護、移送承認申請書

一 種 別

二 事 由

三 金 額

右教職員共済組合令施行第二十一條第二項ノ規定ニ依ル承認相受度此段及申請候也

昭和 年 月 日

學校幼稚園名  
申請者

教職員共済組合支部宛

様式第七號

支拂請求書

昭和 年 月 日

(教職員共済組合令施行細則)



(教職員共済組合令施行細則)

三五四

教職員共済組合支部宛				
左記ノ通組合員ノ療養ニ要シタル費用ヲ請求候也				
組合員職氏名	摘	要	療養ニ要シタル額	請求額
計				備考

住所

氏

名 印

備考 一 組合員一人ニテ二桁以上ニ互ル場合ハ各人別ニ小計ヲ附スルコト

二 備考ニ療養ニ要シタル金額ノ内譯ヲ記入スルコト

様式第八號

療養認定申請書

教職員共済組合施行規則第二十六條第二項ノ規定ニ依リ左ノ者ノ療養ノ認定相受度醫師ノ證明書ヲ相添ヘ此段及申請候也

療養者

組合員

被扶養者

學校幼稚園名

申請書

昭和 年 月 日

教職員共済組合支部宛

印

(教職員共済組合令施行細則)

三五五





昭和十七年七月廿五日印刷  
昭和十七年七月三十日發行

(定價七十八錢)  
(送料共)

發行所 山口縣教育會館內山口縣教育會

電話口座番一八一八番

發行兼編輯者 山口縣山口市清水野潤 一

印刷者 山口縣山口市新橋川幸 一

印刷所 同 所(南山一〇二) 一

印刷所 大內印刷所 一



終

